

はじめに

平成20年の公益法人制度改革により、一般社団法人という法人格が誕生しました。その具体的な活用例として、地域のスポーツチーム、PTA活動、ボランティア団体、新たな資格認定を事業とする団体などに適していることが知られています。

令和5年の時点では、一般社団法人の年間設立件数は約6,000社に上り、これは株式会社（約10万社）、合同会社（約4万社）に次いで3番目に多い件数です（法務省資料より）。

一般社団法人の設立件数が増加している理由として、設立手続きの容易さと税制上の優遇という、2つの大きなメリットが挙げられます。例えば、「非営利型一般社団法人」の要件を満たせば、寄付金や会費には法人税が課税されませんし、資格認定や講座運営事業にも原則として法人税が課税されません（茶道、生花など法人税が課税されるものもあります）。

このようなメリットがあることにより設立件数が増えているにもかかわらず、一般社団法人の設立や運営に精通した専門家は、それほど多くはありません。書籍においても、公益社団法人や公益財団法人をメインとするものはありますが、一般社団法人のみを解説する実務書は珍しいと思われます。

本書は、一般社団法人の設立や会計・税務のサポートを専門とするほか、自身でも一般社団法人を立ち上げ運営している税理士と、同じく一般社団法人の登記や定款認証の経験が豊富な司法書士が、その一連の手続きや法務・税務知識のポイントを解説するものです。

設立前の検討段階から、実際の設立手続き、設立後の各種届出や決算、理事会や社員総会の開催方法に至るまで、時系列に沿った構成になっています。

設立を検討中の方にとっては、ご自身の目的に一般社団法人が合致しているかどうか判断でき、設立を決意した方にとっては、行うべき具体的な手順やタスクが俯瞰できる内容を目指しました。

また、そのような方を支援する専門家（税理士、司法書士、行政書士など）の方にも役立つよう、情報の取捨選択に務めました。

特に、誰を社員に選ぶべきか、非営利型にすべきか、理事会を設置すべきか、定款に何を盛り込むべきか……といった初期段階の意思決定は、将来的な運営でのトラブルを防ぐカギであり、非常に重要なポイントです。本書がこの点の理解の一助となり、ご自身に合った一般社団法人を設立するガイド役となれば、こんなに嬉しいことはありません。

一般社団法人を設立し、女性の活躍推進、スポーツを通じた学生の人間教育、さらには地域活性化といった社会的意義のある活動に取り組もうとする方々を税理士として支援することは、私自身が社会の変革に貢献する一助となっていると感じられる意義深い仕事です。こうした支援を通じて、多くの人々が目指す社会の未来像を共に築き上げていくことこそが、私の専門家としての使命であり、また大きなやりがいでもあります。

私自身、地元である兵庫県加古川市を盛り上げたいという想いと、応援しているアメリカンフットボールから派生したフラッグフットボールを普及させたいという想いを胸に、一般社団法人という組織を立ち上げ、活動を開始しました。その結果、多くの方々に関心を持っていただき、さらには協賛を通じて支援をいただけるようになりました。

社会に貢献する活動を幅広い賛同を得ながら進めていきたいと考える方にとって、一般社団法人の設立は有力な選択肢となり得るでしょう。本書を通じて、その可能性をぜひ検討していただければ幸いです。

本書の発刊にあたり、共著の誘いを快くお引き受けくださった森成翔司法書士と、(株)日本法令の水口鳴海氏に、心より感謝申し上げます。

令和7年3月
税理士 高橋和也

もくじ

第1章

一般社団法人について知ろう

第1節	一般社団法人の基本の「き」	002
第2節	一般社団法人の会計	008
第3節	一般社団法人の法人税	012
第4節	一般社団法人の消費税	022
第5節	一般社団法人の組織と機関	028

第2章

設立の流れ

第1節	法人の目的と実施する事業	036
第2節	収支見込みを作成する	038
第3節	非営利型か普通型かを定める	040
第4節	組織・機関の構成を決める	044
第5節	役員等の人選	047

第3章

定款を作成する

第1節	定款作成の全体の流れを把握する	054
第2節	設立時社員を決める	057

第3節	名称を決める	061
第4節	主たる事務所の所在地を決める	063
第5節	目的と事業内容を決める	066
第6節	公告方法を決める	069
第7節	社員の資格の得喪に関する規定を決める	072
第8節	事業年度を決める	077
第9節	非営利型・普通型を決める	079
第10節	機関設計を決める	081
	定款サンプルⅠ（普通型・理事会の設置なし・最少人数で設立）	085
	定款サンプルⅡ（非営利型・理事会の設置あり）	095
第11節	実質的支配者となるべき者の申告書を作成する	112
第12節	定款認証を行う公証役場へ連絡する	114
第13節	定款への押印と定款の製本をする	116
第14節	定款認証に必要な書類を用意する	120

第4章

設立登記の 申請をする

第1節	法人の印鑑を作る	126
第2節	設立登記の添付書類を作成・用意する	129
第3節	登記の申請書を作成する	138
第4節	登記申請書の別紙を作成する	142
第5節	印鑑届書を作成する	149
第6節	設立登記の申請書を提出する	151
第7節	履歴事項全部証明書と印鑑証明書を取得する	155

第5章

設立後すぐに やるべきこと

第1節	税金関係の届出	162
第2節	人の雇用等に関する届出	166
第3節	金融機関口座を作ろう	170

第6章

設立後の運営 のポイント

第1節	設立後の法人運営資金	174
第2節	役員報酬の決め方	180
第3節	社員総会の開催	185
第4節	理事会の開催	190
第5節	毎年の決算と税務申告、その他の税務手続き	196
第6節	法人住民税均等割の申告・納税	207
第7節	事業計画と収支予算	209
第8節	2年ごとに必要な登記	211
第9節	登記事項に変更があったら	214

コラム	顧問税理士が監事を兼ねてもいい？	034
コラム	理事会の設置は慎重に検討しよう	083
コラム	教科書どおりに定款作成しても訂正されることもある？	110
コラム	助成団体による助成金	177
コラム	一般社団法人のガバナンス不遵守事例	202

凡 例

一般法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
公益認定法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
公益法人FAQ	内閣府「公益法人制度等に関するよくある質問 (FAQ)」(令和5年12月版)
非営利型法人	一般社団法人のうち非営利性が徹底された法人または共益的活動を目的とする法人
普通型法人	非営利型法人以外の一般社団法人

[条項番号の省略の例]

法人税法第3条第4項第5号 ➡ 法人税法3④五

本書に記載の情報は、令和7年3月時点のものです。

第1章

一般社団法人について知ろう

一般社団法人は、「設立手続きが簡単」で「税制上の優遇措置がある」という、2つの大きなメリットを得られる法人形態です。

この章では、一般社団法人の詳しい仕組み・特徴や、一般社団法人に向いているビジネス・活動などをみていきます。

第1節

一般社団法人の基本の「き」

【1】一般社団法人とは

そもそも社団法人とは、ある一定の目的をもった人や企業などが「社員」として集まったもののうち、法律により法人格が認められたものをいいます（社員の集団に法人格を付与→社団法人）。

平成20年11月以前は、民法により法人格を認められたものが「社団法人」でした。

平成20年12月、公益法人制度改革が施行されたことにより、現在では、一般法人法により法人格が認められた一般社団法人と、一般社団法人のうち公益認定法により行政庁から公益認定を受けた公益社団法人の2種類が存在しています。

一般社団法人には、たとえば「日本の自動車工業の健全な発達等」を目的として自動車メーカーなどが集まった一般社団法人日本自動車工業会のような規模の大きい法人もあれば、筆者自身が令和5年に設立した、「兵庫県加古川市でフラッグフットボールの普及を図る」ことを目的とした個人が集まった一般社団法人加古川フラッグフットボール協会¹のような小規模な法人もあります。

現在、一般社団法人は、毎年約6,000件のペースで新設されています。法人形態としては3番目に多い設立件数です。

¹ <https://www.flagkakogawa.org/>

❖ 令和5年の新規法人設立件数

株式会社	100,669件
合同会社	40,751件
一般社団法人	6,077件
一般財団法人	258件

(法務省「登記統計 統計表」をもとに作成)

【2】一般社団法人のメリット

このように一般社団法人の設立件数が多い理由として、次のようなメリットが挙げられます。

(1) 設立が簡単

平成20年以前の社団法人は、設立には主務官庁の許可が必要でしたが、公益法人制度改革により、登記だけで簡単に設立できるようになりました。

また一般社団法人は、NPO法人のような設立時の所轄庁の認証も不要です。

登記すればだれでも設立できるという手軽さが、一般社団法人の魅力のひとつといえます。

(2) 活動内容の自由さ

平成20年以前の社団法人は、公益目的の事業を行うことが求められていました。

同様にNPO法人は、特定非営利活動を行うことが求められます。

これらに対し、一般社団法人は活動内容に制限がないため、社会貢献や地域振興といった公益的な活動だけでなく、同窓会のような共益的な活動など、さまざまな分野での活用が可能です。講座・セミナービジネスや民間資格検定ビジネスなどの分野でも、一般社団法人が増えています。

最近では、大学での部活動が、ガバナンスや資金調達力の強化を目的に一般社団法人となるケースもよくあります。

(3) 税制上のメリット

詳しくは後述しますが、一般社団法人のうち非営利性が徹底された法人(以下、本書において「非営利型一般社団法人」という)は、一定の所得には法人税が課税されません。

株式会社や合同会社で同じ事業を行えば法人税が課税されるどころ、非営利型一般社団法人であれば課税されないという、税制上のメリットがあるということです。

このような税制上のメリットを活用するために、起業する段階で一般社団法人での設立を選ぶケースが増えています。

【3】一般社団法人の関連用語

ここでは、一般社団法人に関連する用語をいくつか解説します。誤解されやすいものや聞き慣れない用語も含まれますが、まずはこれらの用語を正確に理解しておきましょう。

(1) 社員 **重要** **間違えやすい**

関連用語で勘違いされやすいのが「社員」です。多くの人が、「一般社団法人の社員」のことを、給料をもらって働く従業員(会社でいう「会社員」と誤解しています。

一般社団法人における社員とは、最高決議機関である社員総会の構成員を指します。株式会社における株主総会の構成員である株主に近いといえます。

一般社団法人の社員には、個人だけでなく、法人(会社など)もなることができます。

(2) 社員総会

社員総会は、一般社団法人の最高決議機関です。

社員総会において、社員は原則として1人につき1個の議決権を持ちますが、定款に記載することで1人に複数の議決権を持たせることもできます。

社員総会で決める事項(決議事項)のうち、主なものは以下のとおりです。

- ◎役員を選任・解任
- ◎会計監査人の選任・解任
- ◎社員の除名
- ◎計算書類の承認
- ◎定款の変更
- ◎法人の解散

(3) 理 事

理事は、一般社団法人の役職のひとつです。株式会社でいう取締役にあたります。

理事の役割は、理事会を設置している場合と設置していない場合で異なります。

○理事会を設置していない場合

理事会を設置していない一般社団法人では、理事は法人の業務を執行するのが役割になります。理事が2名以上いる場合には、原則として理事の過半数で業務執行の意思決定を行います。

また、原則として理事は法人の代表権を有する（＝法人の業務に関する一切の行為を行う権限を有する）ことになりますが、理事の中から代表理事を定めている場合には、その代表理事のみが法人の代表権を有します。

○理事会を設置している場合

理事会を設置している一般社団法人では、理事の中から必ず代表理事を定める必要があります。理事会が一般社団法人の業務執行の意思決定を行いますが、具体的な業務の執行は代表理事が行います。

また、理事の中から代表理事以外に業務執行理事（一般法人法91①二）を定めている場合には、その業務執行理事も一般社団法人の業務を執行します。

代表理事および業務執行理事以外の理事は、理事会の構成員（いわゆる

ひらりじ
平理事)としての理事会での議決権の行使が役割になります。

(4) 理事会

理事会とは、すべての理事で構成し、

- ◎法人の業務執行の意思決定
- ◎理事（代表理事や業務執行理事）の職務執行の監督
- ◎理事（代表理事や業務執行理事）の選定および解職

などを行う機関です。

理事会を設置する設置しないはその法人の任意になります。

(5) 監事

監事は、一般社団法人の役職のひとつです。株式会社でいう監査役にあたります。

主な役割は、理事が職務を適正に行っているかのチェック（監査）です。

監事を置くかどうかはその一般社団法人の任意ですが、理事会を設置している場合は、監事を必ず置かなければなりません。

(6) 会計監査人

会計監査人の役割は、一般社団法人の計算書類およびその附属明細書の監査です。

会計監査人を置くかどうかはその一般社団法人の任意ですが、大規模一般社団法人（貸借対照表の負債の合計額が200億円以上の一般社団法人をいう。以下同じ）の場合は、会計監査人を必ず置かなければなりません。

また、会計監査人は公認会計士または監査法人である必要があります（一般法人法68①）。

(7) 非営利 **重要** **間違えやすい**

これも勘違いされがちな用語です。

「非営利」とは、一般社団法人の構成員（社員や役員など）に利益の分配を行わないことをいいます。

筆者は「非営利だから儲けてはダメですよ？」「利益を上げてはいけませんよね？」といった質問をよく受けますが、非営利であっても事業を行って利益を上げること自体はまったく問題ありません。あくまで、株式会社における配当のように、事業を行って得た利益を分配してはいけないということです。

ですから、非営利であっても、役員や従業員、アルバイトに給与を支払ったり、業務委託先に報酬を支払ったりすることは、当然に認められています。

(8) 非営利型法人（非営利型一般社団法人）

一般社団法人のうち①非営利性が徹底された法人または②共益的活動を目的とする法人の要件に該当する場合には、非営利型法人として法人税法上の優遇措置を受けることができます（法人税法2九の二）。

なお、本書では、非営利型法人以外の一般社団法人を「普通型法人」と呼びます。

(9) 収益事業

非営利型法人ではない一般社団法人は、すべての所得（＝利益）に対して法人税が課税されますが、非営利型一般社団法人は収益事業から生じた所得に対してのみ法人税が課税されます。

収益事業は、具体的には後述する34の事業が該当します（15頁）。

第2節

一般社団法人の会計

【1】どの会計基準を用いるべきか

一般社団法人は、会計帳簿を作成し、事業年度ごとに計算書類（貸借対照表および損益計算書）を作成しなければなりません。

一般社団法人の会計については、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする（一般法人法119）とされています。

この「一般社団法人において公正妥当と認められる会計の慣行」とは、具体的には「公益法人会計基準」や「企業会計基準」が想定されます²。

一般社団法人は利益の獲得と分配を目的とする法人ではないことから、通常は公益法人会計基準を企業会計基準より優先して適用することになるとされています³。

一方、日本公認会計士協会は、公益認定申請を予定しない一般社団法人で、主たる事業が対価を伴う事業を実施するなど企業と同様の事業を行っている法人については、企業会計基準を適用することが事業の実態等をより適切に表していると判断する場合があります⁴。

実務上は、公益認定申請（公益社団法人になるための申請）を予定していない一般社団法人は、企業会計基準で会計を行えば十分に足りると筆者は考えます。

ただし、海外の事業者が提供する非営利法人向けのサブスクリプションサービス等で、非営利法人向け優待価格が適用される条件として「公益法人会計基準で作成した決算書」の提出を求めてくるケースもありますので、注

² 公益法人FAQ問6-4-①

<https://www.koeki-info.go.jp/content/06-04-01.PDF>

³ 前掲・脚注2

⁴ 日本公認会計士協会による非営利法人委員会実務指針第38号公益法人会計基準に関する実務指針のQ&AのQ1

https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-13-38-2-20190319.pdf

意が必要です。

また、行政が主導で運営する一般社団法人については、収支予算書を作成するために公益法人会計基準を適用する場合があります。

❖ 筆者が推奨する会計基準

◎公益認定申請を予定	➔	公益法人会計基準
◎行政が主導的に運営	➔	公益法人会計基準
◎上記以外	➔	企業会計基準 ^(※)

(※) 非営利法人向け優遇措置の適用を受ける場合には、公益法人会計基準に準拠した決算書を求められる可能性がある。

【2】 企業会計基準と公益法人会計基準の用語の違い

企業会計基準と公益法人会計基準では、作成する書類や使用する勘定科目の名称が、以下のように異なります。

❖ 会計基準の用語の違い

	企業会計基準	公益法人会計基準
作成する書類	損益計算書	正味財産増減計算書
勘定科目や区分の名称	売上高	事業収益、受取会費、 受取入金会金、受取補助金、 受取寄付金 など
	売上原価	事業費
	販売費及び一般管理費	管理費
	当期純利益	当期一般正味財産増減額
	純資産の部	正味財産の部
	繰越利益剰余金	一般正味財産

(注) 一部、厳密には意味が異なるものも含む。

【3】一般社団法人の会計での注意点

一般社団法人には、株式会社のように株式等と引き換えに資金を提供する「出資」の概念がありません。そのため、一般社団法人の会計には「資本金」という勘定科目は存在しません。

まれに、一般社団法人の貸借対照表に「資本金」が記載されているケースを見かけますが、これは誤った会計処理です。

一般社団法人が資金提供を受けた場合は、その内容に応じて「基金」「借入金」「受取寄付金」などの適切な勘定科目を用いて会計処理を行います。

【4】会計ソフトは何を使うべきか

(1) 公益法人会計基準を適用する場合

公益法人会計基準用に対応した会計ソフトを使用する必要があります。

一般企業向けの会計ソフトでも勘定科目の名称を変更するなど工夫すれば公益法人会計基準を適用して作成したような計算書類を作成することは可能です。

しかし、特に公益認定申請を目指す場合や行政に関係する一般社団法人の場合は、初めから公益法人向け（公益法人会計基準適用）の会計ソフトを使用することをお勧めします。

(2) 企業会計基準を適用する場合

一般企業向けの会計ソフトで問題なく対応できます。

既存の勘定科目をそのまま使用してもかまいませんが、以下のようなひと手間を加えると、一般社団法人らしい計算書類を作成できます。

- ◎収入に対して使用する勘定科目を「売上高」でひとくくりにするのではなく、「受取入会金」「受取会費」「事業収益」「受取補助金」「受取寄付金」などというように細かく区分。
- ◎「損益計算書」の名称を「正味財産増減計算書」に変更。
- ◎「当期純利益」の名称を「一般正味財産増減額」に変更。

著者略歴

高橋 和也 (たかはし かずや)

税理士。高橋和也税理士事務所代表。1974年生まれ。兵庫県立加古川東高等学校、大阪市立大学（現：大阪公立大学）法学部卒業。2017年に税理士登録し、東京都中野区で開業。

一般社団法人の会計・税務に加え、運営面の助言を得意とし、行政が関与する一般社団法人や大学スポーツ関連の一般社団法人など、多岐にわたる分野の一般社団法人を顧問先として支援している。

また、自らも一般社団法人加古川フラッグフットボール協会を設立し、代表理事として地域活性化とスポーツの普及促進に尽力している。

（第1章、第2章、第5章、第6章（一部）を担当）

森成 翔 (もりなり しょう)

司法書士・行政書士。司法書士・行政書士森成事務所代表。1987年生まれ。千葉県立船橋西高等学校（現：千葉県立船橋啓明高等学校）、神田外語大学外国語学部英米語学科卒業。大学卒業後6年間は、演劇・コントなどを活動の主軸とする（演劇集団円演劇研究所専攻科・ワタナベコメディスクールを卒業）。2017年に司法書士試験に合格、同年司法書士登録し、都内司法書士事務所で3年間勤務の後、2020年に千葉県浦安市で司法書士事務所を開業。2021年に行政書士登録。

法人や会社の登記手続きを業務の中心とし、特に一般社団法人の設立については毎年数十件の相談を受けており、各種の形態、さまざまな事業を目的とした一般社団法人の設立支援ができることを強みとしている。

（第3章、第4章、第6章（一部）を担当）。